

むかわ町ウェブサイト有料広告掲載仕様書

【内容】

むかわ町ウェブサイト(以下「ウェブサイト」という。)に広告を掲載し、町に広告料を納入するものとする。

【ウェブサイトに掲載する広告位置】

広告は、ウェブサイトの任意のURL(ページ)の中で、町が指定する位置に掲載することとする。ただし、枠内の位置は先着順で決定する。

【広告の掲載対象者】

「ウェブサイト」に掲載を申し込むことができる者は、広告として掲載することが妥当であると町長が認めた者とする。

【広告掲載の条件】

(1) 広告原稿の提出

広告原稿は、完全原稿で掲載月の前月15日までに総務企画課へ提出するものとする。なお、期日までに広告原稿が納品されない場合は掲載対象としない。

(2) 広告内容の変更等

広告原稿のうち、デザインや表現内容などで掲載にふさわしくないとと思われるもの、又は次号の掲載条件に該当するものは、総務企画課と協議の上、部分的な作り直しなどを指示することができるものとする。

(3) 広告掲載条件

- ア 特定の政党又は一個人の選挙関係の広告でないこと。
- イ 特定の政治活動又は宗教的意図を持つ広告でないこと。
- ウ 風俗営業関係(専ら食事を主体とする食堂、レストランは除く。)の広告でないこと。
- エ 金券、割引券その他これに類するものでないこと。
- オ 医療、医薬、化粧品などの広告で、医療法、医師法、薬事法、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、歯科技工師法、医薬品等適正広告基準などの法令に抵触するものでないこと。
- カ 個人の慶事に関する広告でないこと
- キ 掲載広告の代表者などの広告でないこと
- ク 貸金など、いわゆるサラリーマン金融及び消費者金融などに関する広告並びにキャッシングローンの広告でないこと。
- ケ 商品先物取引に関する広告でないこと
- コ 不動産取引の広告でないこと。ただし、公的な機関の不動産取引を除く。
- サ マルチ商法・マルチまがい商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス、SF 商法(催眠商法)など、これらに類似する方法で販売されたことのある商

- 品の広告でないこと。
- シ 意見広告でないこと。
- ス 前各項の広告掲載条件を満たしても、公的機関に苦情が寄せられたり、紛争となっていたり、マスコミなどで問題となっていたりする企業等の広告は掲載しない。
- セ その他「ウェブサイト」の性格上影響が多大と考えられるものについては、その都度、事前に総務企画課と協議するものとする。

【広告の掲載期間等】

- (1) 広告掲載期間は、年度単位とし、連続しての掲載は、12か月とする。ただし、掲載期間は、更新できるものとする。
- (2) 掲載は広告料が納入された翌月の1日から開始する。
- (3) 広告掲載は、受付順とするが広告主数などにより掲載開始日が変わる場合があります。

【広告の規格、掲載料等】

- (1) 広告の規格、掲載期間、掲載料は次のとおりとする。

金 額	1か月あたり5,000円
掲載期間	1か月単位 連続掲載は年度単位とし、最大12か月まで
規 格	170px*50px pngもしくはgif形式 10キロバイト以下 アニメーションは不可 掲載者が電子媒体で提供のこと

【広告掲載募集枠等】

- 広告を募集する枠の数は1URLあたり8枠とする。

【広告欄の独占の禁止】

- 1URLに、同じ企業等の広告は掲載しない。

【広告掲載料の納入等】

- (1) 町に納入する広告掲載料は、むかわ町会計管理者又は指定する金融機関で納入通知書により指定期限までに納入することとする。
- (2) 既納の広告掲載料は、還付しないものとする。